鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量等業務を鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。 以下「入札規則」という。)第15条第2項で規定する制限付一般競争及び一般競争入札(以下「制限付一般競争入札等」という。)以外の入札方式である指名競争入札又は随意契約を行う場合に、入札又は見積に参加する者の選定について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)及び入札規則で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例による。

(指名業者の選定)

- 第3条 発注機関は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱(以下「制限付要綱」という)第3条1項で規定する選定区分の表の左欄に掲げる測量等業務の業種区分(以下「業種」という。)ごとに同表の右欄に定める入札参加資格者名簿に登載された者(以下「有資格者」という。)の中から、当該業種に応じて別表第1に定める測量等業務ごとの採点により、当該測量等業務の履行に関する指名業者の適格性を採点し、その合計点数の高い順に上位10者を指名業者として選定する。
- 2 複数の業種からなる測量等業務(以下「複合業務」という。)については、委託対象設計金額に占める当該業種の金額(以下「委託対象設計金額相当額」という。)が最も大きい業種を発注業種とするものとする。ただし、制限付要綱第3条2項の表の左欄に掲げる業種についてはそれぞれ同表の右欄に定める業種を発注業種とする。
- 3 発注機関は、次の各号のいずれかに該当するとして資格審査委員会(鳥取県建設工事等資格審査委員会運営 要領(平成22年3月30日付第200900207123号県土整備部長通知)に基づき発注機関が設置するものをいう。 以下「委員会」という。)の承認を得た測量等業務については、前2項に定める方法によらず、指名業者の選 定を行うことができる。
- (1) 災害復旧や、適期施工等のため速やかに発注する必要があると知事が認めた測量等業務
- (2) 業務の内容等からみて特別の理由のあると知事が認めた測量等業務
- (3) 前2項に定める方法によると指名業者の選定が特定の者に偏るおそれがあるとき
- (4) 優良な中小業者を積極的に指名する必要があるとき
- (5) 県外に本店を有する者(準県内業者を除く。) を指名する場合で、前2項の採点により選定することが出来ないとき

(不指名)

- 第4条 発注機関は、入札規則第35条の規定に基づき、測量等業務の入札参加制限者を指名業者に選定してはならない。ただし、同条の規定に基づく入札参加制限が行なわれるまでの間は、当該入札制限の対象となる者を指名業者に選定することができる。
- 2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、指名業者に選定しないことができる。
- (1) 県から受託した測量等業務の処理が遅れている者
- (2) 経営内容が著しく不健全であると認められる者
- (3) 業務処理の体制、方法等について全般的な改善が必要と認められる者
- 3 前条の規定に基づき指名業者を選定する場合で、<mark>有資格</mark>者の中に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者があるときは、当該指名業者のうち、同条第1項の規定により採点した合計点数の最も高い者以外の者は選定しない。
- (1) 有資格者の社長、取締役等が当該測量等業務の他の<mark>有資格</mark>者の議決権(会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。)を保有しているとき。
- (2) 有資格者の社長、取締役等と他の有資格者の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。
- (3) 有資格者の取締役(会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下この項において同じ。)が当該測

量等業務の他の有資格者の取締役を兼ねているとき。

- (4) 有資格者の取締役と当該測量等業務の他の有資格者の取締役が同一の会社の取締役を兼ねているとき。
- (5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合で発注機関が認めるものに該当するとき。

(指名審査等)

第5条 指名業者の選定に当たり、当該測量等業務を所管する課長は、当該選定の案を委員会に付議し、その承認を得て指名業者を選定する。

(指名诵知等)

- 第6条 発注機関は、指名業者に選定された<mark>有資格</mark>者に対し、その旨、入札の日時その他入札に参加するのに必要な事項を通知する。
- 2 指名業者名及び選定理由については、落札決定後に発注機関の掲示板又は入札情報HPに掲示するものとする。
- 3 指名業者に選定されなかった有資格者は、発注機関に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。
- 4 発注機関は、前項の規定により有資格者から説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日の日数は、 算入しない。)以内に、書面により当該有資格者に回答するものとする。

(随意契約に係る見積書を提出する者の選定)

第7条 第2条から第6条までの規定は、県が発注する測量等業務の随意契約に係る見積書を提出する 者の選定について準用する。

ただし、見積書を提出する者の数については鳥取県会計規則に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成20年4月1日から施行し、同年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成 20 年 10 月 21 日から施行し、同年 11 月 4 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成21年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成22年7月5日から施行し、同日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成26年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成27年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成27年6月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成27年8月10日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成28年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成28年5月10日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成29年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成30年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、平成31年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、令和2年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、令和3年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附則

この改正は、令和4年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

審査項目の採点基準

1 測量業務

配点の要素	指名業者の配点									
**************************************	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。	地域に主たる事が勤務する行			る従たる事務所がある。			該業務を実施する地域に、技術者1名以 が勤務する従たる事務所がある、又は従 る事務所がない。		
事務所の位置		技術者数	5名以上	技術者数 5名未満		県内に本店 業者	を有する	準県内業者		
	35点	2 (0点	1	5点	10.	点	5点		
指名回数	1 5 点 × 1 - 本年度の指名回数 過去3年間の平均指名回数									
受注額	40点× 1- 本年度の受注額 過去3年間の平均受注額									
技術者数	10人以上	9~	·7人	6	~5人	4~3人		2~1人		
(測量士)	17点		5点		3点	11.		7点		
技術者数	10人以上	9~	7人	6	~5人	4~3人		2~1人		
(測量士補)	10点		点		6点	4点		0点		
ISO取得	ISO取得	斉	鳥取県版	環境管理シ	⁄ステム規格	(I 種) 登録	未	反得·未登録		
1304819	3点				1点			0点		
男女共同参画	男女共同	参画推進企	業認定済			=	未認定			
推進企業認定		2点	1			1	0点			
資格停止等	なし 2	週間以下			1月超~ 2月以下			3月超		
	0点	-1点	<u> </u>	2点	-3点	-	-4点	- 5点		
業務成績	(過去暦年3年間の評定平均点) -65点									
評定点	10点×	3 5				ب ب				

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 - 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 - (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
 - (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
 - 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、測量業務の委託に係るものに限るものとする。
 - 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 - 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 - 6 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている測量業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ 計上する。
 - 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 - 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 - 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919155 号鳥取県県土 整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。)に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間(以下「資格停止期間」という。)に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 - 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合0点とする。
 - 11 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない。

2 土木関係建設コンサルタント業務

配点の要素	指名業者の配点									
	当該業務を実施す 当該業務を実施する地域に る地域に主たる事 が勤務する従たる事務所がる 務所がある。									
事務所の位置		技術者数	5名以上	技術者数 5名未満		県内に本店を有する 業者		準県内業者		
	35点	2	0点	1	5点	10点		5点		
指名回数	1 5点× 1-		度の指名回 間の平均指							
受注額	40点× 1-		F度の受注答 間の平均受							
技術者数	4人以上		3人		2人		1人			
(技術士)	10点		8点		6点		4点			
技術者数	10人以上		9~7人		6~4人			3~1人		
(RCCM)	10点		9点		8点			7点		
実務経験者数	10人以上		9~7人		6~4人		3~1人			
)<13/1EX/CE 9X	7点		6点		5点		4点			
I SO取得	ISO取得	済	鳥取県	版環境管理	システム規格	- (I種)登録 未取得·未登		未取得·未登録		
	3点				1点			0点		
男女共同参画	男女共	司参画推進企	業認定済		未認定 					
推進企業認定		2点	O YES	10477	4 FI ±77	0点		1		
資格停止等	資格停止等 な し 2道		週間以下 2週間 1月		1月超~ 2月以下		超~ 以下	3月超		
	0点	-1点	_	2点	-3点		4点	-5点		
業務成績		(過去	医唇年3年	間の評定平均	匀点) — 6 5 /	į –				
評定点	10点×		3 5							

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 - 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 - (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法 (昭和25年法律第226号) 第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
 - (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
 - 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、土木関係建設コンサルタント業務の委託に係るものに限るものとする。
 - 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 - 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 - 6 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている土木関係建設コンサルタント業務における受注額は、各 年度の年割額をそれぞれ計上する。
 - 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 - 3 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 - 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919155 号鳥取県県土 整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。)に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間(以下「資格停止期間」という。)に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 - 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
 - 11 「技術者数」及び「実務経験者数」の人数は、重複計上を認めない。
 - 12 「実務経験者」は、各年度4月1日現在において、次の表の左欄に掲げる最終学歴ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる実務経験年数を有する者をいう。

大学、短期大学又は高等専門学校(土木工学 又はこれと同等の工学に関する科目を修得)	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に20年以上
高等学校(土木工学又はこれと同等の工学に 関する科目を修得)	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に22年以上
上記以外	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に25年以上

13 土木工学又はこれと同等の工学に関する科目とは、橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木又は森林土木のいずれかに該当するものとする。

3 地質調査業務

0 地貝丽且未存	71										
配点の要素	指名業者の配点										
+7/c= 0 /4.	当該業務を実施する地域に主たる事 務所がある。		該業務を実施する地域に技術者2名以上 勤務する従たる事務所がある。			当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。					
事務所の位置		技術者数	技術者数 5名以上 技術者数 5名未満			県内に本店を 業者	有する	準県内業者			
	35点	2	0点	1	5点	10点		5点			
指名回数	1 5点× 1-	本年度の指名回数 過去3年間の平均指名回数									
受注額	40点× [1-	0点 × 【1 — 本年度の受注額 過去3年間の平均受注額									
技術者数	4人以上		3人		2人		1人				
(技術士)	10点		8点		6点		4点				
技術者数	10人以上		9~7人		6~4人			3~1人			
(RCCM等)	10点		9点		8点			7点			
実務経験者数	10人以上		9~7人		6~4人		3~1人				
天伤腔狹白奴	7点		6点		5点		4点				
ISO取得	I SO取得	済	鳥取県	版環境管理	システム規格	F(I種)登録 未取得·未登		k取得·未登録			
	3点				1点		0点				
男女共同参画	男女共同	1参画推進企	業認定済		未認定						
推進企業認定		2点	Т		0点			1			
資格停止等	なし 2	2週間以下		間超~ 以下	1月超~ 2月以下		超~ 以下	3月超			
	0点	-1点	_ :	2点	-3点		4点	-5点			
業務成績	1057	(過去暦年3年間の評定平均点) -65点									
評定点	10点×	3 5									

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 - 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 - (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
 - (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
 - 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、地質調査業務の委託に係るものに限るものとする。
 - 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 - 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 - 6 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている地質調査業務における受注額は、各年度の年割額をそれ ぞれ計上する。
 - 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 - 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 - 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919155 号鳥取県県土 整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。)に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間(以下「資格停止期間」という。)に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 - 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
 - 11 「技術者数」及び「実務経験者数」の人数は、重複計上を認めない。
 - 12 「技術者数 (RCCM等)」は、RCCM又は地質調査技士の資格を取得している技術者 (技術士として計上されている者を除く。) の実数とする。
 - 13 「実務経験者」は、各年度4月1日現在において、次の表の左欄に掲げる最終学歴ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる実務経験年数を有する者をいう。

大学、短期大学又は高等専門学校(土木工学 又はこれと同等の工学に関する科目を修得)	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に20年以上
高等学校(土木工学又はこれと同等の工学に 関する科目を修得)	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に22年以上
上記以外	卒業後、十木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に25年以上

14 土木工学又はこれと同等の工学に関する科目とは、橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木又は森林土木のいずれかに該当するものとする。

4 補償関係コンサルタント業務

配点の要素	指名業者の配点									
**************************************	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。		該業務を実施する地域に技術者2名以上 勤務する従たる事務所がある。			当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。				
事務所の位置		技術者数	5名以上	技術者数 5名未満		県内に本店を 業者	有する	準県内業者		
	35点	2 (0点	1	5点	10点		5点		
指名回数	1 5点×〔1-	× 1 - 本年度の指名回数 過去3年間の平均指名回数								
受注額	40点× 1- 本年度の受注額 過去3年間の平均受注額									
技術者数(補償	10人以上	9~	7人	6	~5人	4~3人		2~1人		
業務管理者等)	17点	1 -	5点	13点		11点		7点		
技術者数(測量	10人以上	9~	7人	6	~5人	4~3)	(2~1人		
士等)	10点	8	点		6点	4点		0点		
ISO取得	ISO取得	斉	鳥取県	饭環境管理	システム規格	(I種)登録	未	取得·未登録		
13044	3点				1点	1点 0点				
男女共同参画	男女共同	参画推進企	業認定済			未記	認定			
推進企業認定		2点					点			
資格停止等	なし 2	週間以下	2週間超~ 1月以下		1月超~ 2月以下		超~ 以下	3月超		
	0点	-1点	- :	2点	-3点	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	4点	-5点		
業務成績		(過去暦年3年間の評定平均点) - 65点								
評定点	1 0点×	3 5								

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 - 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 - (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法 (昭和25年法律第226号) 第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
 - (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
 - 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、補償関係コンサルタント業務の委託に係るものに限るものとする。
 - 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 - 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 - 6 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている補償関係コンサルタント業務における受注額は、各年度 の年割額をそれぞれ計上する。
 - 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 - 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 - 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土 整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。)に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間(以下「資格停止期間」という。)に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 - 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
 - 11 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない。
 - 12 「技術者数 (補償業務管理者等)」は、補償業務管理者又は補償業務管理士の資格を取得している技術者の実数とする。
 - 13 「技術者数 (測量士等)」は、測量士、測量士補、公共用地取得実務経験者、一級建築士、二級建築士、木造建築士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士 (機械又は電気・電子)、税理士、公認会計士、会計士補又は中小企業診断士の資格を取得している技術者の実数とする。

5 建築関係建設コンサルタント業務

(1) 建築設計業務

配点の要素			指名對	美者の配点				
事務所の位置	る事務所がある	をする地域に主た。 。 0点	事務所がある又に 主たる事務所があ	する地域に従たる は隣接する地域に ある。 5 点	左記のいずれにも該当しない。 5点			
指名回数	10点×〔1	本年月	度の指名回数 一			O.		
受注額	40点× 1	40点× 1- 本年度の受注額 過去3年間の平均受注額						
技術者数 (一級建築 士)	6人以上 32点	5人 30点	4人 24点	3人 18点		人 2点	1人 6点	
技術者数	3)	以上	2	2人 1人				
(二級建築 士)	(6点	4	2点				
技術者数		取得者有り		取得者なし				
(積算資格 者)		2点			O点			
技術者数		取得者有り			取得	者なし		
(建築設備 士)		2点			0	点		
CPDデータ	3人	以上		2~1人	登録者なし			
登録者数		点		0点				
I SO取得		取得済	鳥取県版環境管理					
	3.	点	O.HIBB1477	1点		+77	0点	
資格停止等	なし	2週間以下	2週間超~ 1月以下	1月超~ 2月以下		超~ 以下	3月超	
	0点	-1点	-2点	-3点	<u> </u>	4点	-5点	

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 - 2 「指名回数」及び「受注額」は、建築関係建設コンサルタント業務の委託に係るものに限るものとする。
 - 3 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 - 4 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 - 5 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている建築関係建設コンサルタント業務における受注額は、各 年度の年割額をそれぞれ計上する。
 - 6 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 - 7 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 - 8 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919155 号鳥取県県土 整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。)に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間(以下「資格停止期間」という。)に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 - 9 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない。

(2) 設備設計業務

設備設計事務所は、全県でも少数であること及び中部地域には事務所がないことから、当面、業務ごとに、 技術者数、過去の実績等を勘案して指名業者を選定する。

(3) 建築監理業務

配点の要素				美者の配点			
事務所の位置	当該業務を実施る事務所がある。	する地域に主た	当該業務を実施で 事務所がある又に 主たる事務所があ	左記のいずれにも該当しない。			
	3	0点	1 5	5点			
指名回数	10点× 1		度の指名回数 一間の平均指名回数 一				
受注回数	40点× 1	40点× 1- 本年度の受注回数 過去3年間の平均受注回数					
技術者数	6人以上	5人	4人	3人	2	人	1人
(一級建築 士)	3 2点	30点	24点	18点	1 2	2点	6点
技術者数	3人	以上	2		1,	ر	
(二級建築 士)	6	点	4	2点			
技術者数		取得者有り		取得者なし			
(積算資格 者)		2点		0点			
技術者数		取得者有り			取得	皆なし	
(建築設備 士)		2点			0	点	
CPDデータ	3人	以上		2~1人	登録者なし		
登録者数	2,7	点		0点		0点	
I SO取得	ISO		鳥取県版環境管理システム規格(I種		種)登録 未取得·未登録		
1 20484	3,	点		1点		0点	
資格停止等	なし	2週間以下	2週間超~ 1月以下	1月超~ 2月以下		超~ 以下	3月超
	0点	-1点	- 2点	-3点		4点	-5点

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 - 2 「指名回数」及び「受注額」は、建築監理業務の委託に係るものに限るものとする。
 - 3 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 - 4 「過去3年間の平均指名回数」は当面2回とし、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 - 5 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている建築監理業務における受注額は、各年度の年割額をそれ ぞれ計上する。
 - 6 「過去3年間の平均受注回数」は、当面1回とする。
 - 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 - 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 - 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919155 号鳥取県県土 整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。)に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間(以下「資格停止期間」という。)に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 - 10 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない。